

青森県 トラック協会報

2023/5月号



公益社団法人
青森県トラック協会

<http://www.aotokyo.or.jp>

No.520

Contents 青森県トラック協会報 第520号 目次

●協会だより

第16回トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会が開催されました	1
令和5年度 初任運転者特別指導教育を開催	2
第312回理事会開催報告	2
新高校1年生に交通安全啓発グッズを贈呈	3
青森県トラック協会 令和5年度助成事業の概要	4

●適正化だより

令和4年度 適正化事業・指導項目別調査結果	5
2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要	6
令和4年度 適正化事業推進委員会を開催	10
60時間超の時間外割増賃金率引上	11
トラック運転者の改善基準告示が改正されます！	15
トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター	17

●支部だより

青森支部	19
三八支部	20
上十三支部	21

●陸災防だより

はい作業主任者技能講習会の開催ご案内	23
フォークリフト運転士技能講習会開催について	26

●お知らせ

令和5年 春の全国交通安全運動	29
国土交通省認定「運輸安全マネジメントセミナー」開催のご案内／自動車事故対策機構 青森支所	30
電波はルールを守って正しく使いましょう！／総務省 東北総合通信局	31
令和5年度 運行管理者・整備管理者講習予定	32
2023年度一般・初任運転者研修 2日・3日コース／株ムジコ・クリエイト	34
トラックドライバー一般運転者(事故防止)研修 1日コース／株ムジコ・クリエイト	39
ドライブレコーダー映像診断サービス ドラレコサポート	42
取引先との共存共栄を目指して～「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか／内閣府・中小企業庁	43
職場の喫煙対策支援が始まります！／協会けんぽ青森支部	44
資格取得のご案内 青森建機スクール／株ムジコ・クリエイト	46
軽油価格調査報告(2023年1月分)について	47

「毎月1日」は県民交通安全の日

暮らしを運ぶ
緑ナンバートラック



第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 青森県協議会が開催されました

青森県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制等に向けた環境整備を進めるため、標記協議会が下記のとおり開催されました。

日 時 令和5年3月15日（水）13：30から

開催場所 青森県トラック協会研修センター

議 事 (1) 今年度の取組報告及び次年度の取組方針について

(2) 時間外労働の上限規制の適用及び改善基準告示の改正等に係る取組について

(3) 2024年問題についての意見交換

(4) その他

出 席

井上 隆	青森大学 名誉教授
七尾 嘉信	一般社団法人 青森県経営者協会 会長（代理出席：小笠原専務理事）
坂本 浩	全国農業協同組合連合会青森県本部 やさい部部長
森山 慶一	公益社団法人青森県トラック協会 会長
金剛寺武嗣	日本通運株式会社 青森支店 支店長
最上 恒美	三八五流通株式会社 常務取締役（代理出席：沢口運輸部部長）
中村 健	中長運送株式会社 代表取締役社長
閔 保	全日本運輸労働組合青森県連合会 執行委員長
対馬 茂文	全日本運輸労働組合総連合三八五労働組合 中央執行委員長
高橋 洋	青森労働局長
田中 由紀	東北運輸局長（代理出席：大釜次長）
佐々木久哉	東北運輸局青森運輸支局長
オブザーバー 水梨 太	東北農政局経営事業支援部食品企画課 課長補佐

協議会では、県内事業者を対象に実施したアンケート調査で、農産物輸送では約6割が積込作業に手積で1時間以上を要し、約5割がパレットの積み替えがあり時間を要するとの結果報告がされました。意見交換では、荷主側より、農産物輸送のパレット統一規格化については設備投資の問題や規格に合わない農産物があるなどの課題があげられました。また、運送事業者側からは2024年4月以降、時間外労働時間の上限規制が960時間に制限されるため、運転者と積込者を分けることも検討しているが、人材確保が難しいなどの意見が出され、今後、解決策の検討を進めることとしました。



座長

青森大学名誉教授 井上 隆氏



協議会の様子



令和5年度 初任運転者特別指導教育を開催

今年度最初の開催となる初任運転者特別指導教育を青森県トラック協会研修センター（4月19日・20日）並びに、三八地区研修センター（4月27日・28日）において開催しました。

受講者は、プロドライバーとしての基本事項をはじめ、危険の予測及び回避、トラックの構造上の特性、日常点検方法を、一部実車を使用し、15時間の座学を修了しました。

運転方法20時間以上の指導は、各事業所で実施していく
だくことになります。

今後、初任運転者を雇い入れした際は、青森県トラック協会主催の初任運転者特別指導教育に限らず、自社または指定教習機関（青森県トラック協会助成措置あり）を活用し実施していただき、適正な指導教育に努めていただくようお願いします。



今後の開催予定

第3回（青森会場）	6月22日（木）～6月23日（金）
第4回（八戸会場）	8月23日（水）～8月24日（木）
第5回（青森会場）	10月12日（木）～10月13日（金）
第6回（八戸会場）	12月 7日（木）～12月 8日（金）

第312回理事会開催報告

第312回理事会

日時 令和5年3月23日（木）13:00～15:00
場所 青森県トラック協会研修センター

第312回理事会の議題は以下のとおりです。

協議事項

- 第1号議案 令和5年度事業計画（案）について
- 第2号議案 令和5年度 損益計算予算書（案）及び助成事業実施計画（案）について
- 第3号議案 上十三地区及び南黒地区両研修センターの建設について
- 第4号議案 専務理事（常任理事）の報酬額の変更（案）について
- 第5号議案 定款第15条に基づく業務報告について
- 第6号議案 会員の入会承認について
- 第7号議案 役員改選の進め方及び日程（案）について

報告事項

- 報告事項(1) 女性協議会の体制強化について
- 報告事項(2) 青森トラックステーションの廃止及び売却について
- 報告事項(3) 令和5年度年間行事予定について

新高校1年生に交通安全啓発グッズを贈呈

青森県トラック協会では、新高校1年生の事故防止対策として「交通安全啓発グッズ」の贈呈事業を平成元年から実施しておりますが、今年度は当協会会長 森山慶一並びに交通対策労務厚生委員長 石田博也が4月5日（水）に青森県教育庁を訪問し、令和元年度以来となる贈呈式を行いました。

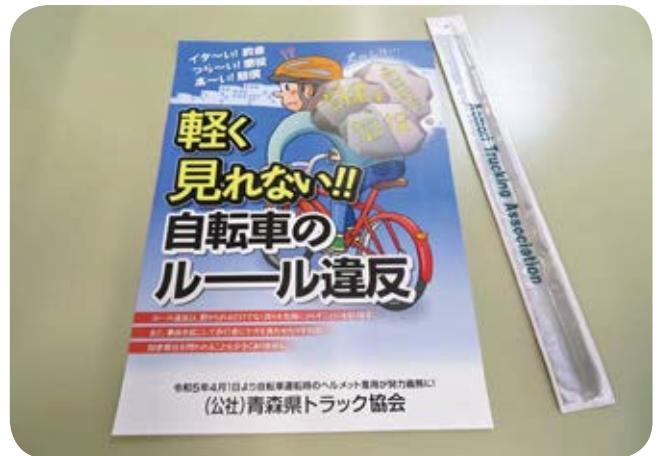
贈呈式では、会長 森山慶一から、我々運送事業者もドライバーに安全教育をし、安全運転に努めている。これから高校生は自転車に乗る機会が増えるので、お互いに事故を起こさないよう安全意識を高め、明るい学生生活を送ってほしいとして、青森県教育委員会教育長 和嶋延寿様へ自転車による事故防止に役立てていただくよう、青森県内の県立・私立高等学校全63校に、交通安全啓発グッズ「リストバンド型反射材」と自転車交通安全リーフレット「軽く見れない！自転車のルール違反」10,500セットの目録を贈呈しました。



右から、青森県トラック協会会長 森山 慶一、青森県教育委員会教育長 和嶋 延寿様、
交通対策労務厚生委員長 石田 博也



懇談の様子



贈呈したリストバンド型反射材とリーフレット

青森県トラック協会 令和5年度助成事業の概要

助成事業内容及び申請締切等に前年度から変更があります。助成事業の詳細、様式等は青森県トラック協会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

※車両台数は被牽引車を含む、令和5年4月1日現在の届出車両数（会員名簿の記載台数）

	助成の種類	概要		
		助成単価（円）		助成枠等
1. 運転者適性診断料助成	一般・初任・適齢診断	NASVA 2,400 マジックリエイト 3,100		上限：車両台数（乗務員に限る）
2. 運転記録証明等 交付手数料助成	670			上限：車両台数 1.2（乗務員に限る）
3. 健康診断料助成	2,000			上限：車両台数 2.0（従業員に限る=乗務員、事務員、管理者等）
4. ドライブレコーダー 機器等導入促進助成	運管型・標準型・簡易型	機器費用1/2 上限30,000		分類共通 車両台数1/2 上限10台 全ト協（LEVO）指定機器に限る
5. 安全装置等導入促進助成	後方視野確認支援装置	一律各 20,000	車両台数1/2 上限：取付車両10台（セット・単体） ※左側カメラは、車両総重量7.5t以上への装着に限る	
	左折時巻込み車載がん			
	TPMS（タイヤ空気圧・温度管理システム）	一律 20,000	車両台数1/2 上限：10台 ※標準装備は除く オプション装備は対象	
	脇見・居眠り等防止装置	一律 20,000	車両台数1/2 上限：10台 ※標準装備は除く オプション装備は対象	
	大型車両トルクレンチ (600N·m以上)	機器費用1/2 上限30,000	車両総重量8t以上配置事業所ごとに上限1台	
6. アルコール検知器等 導入助成	アルコール検知器（据置型）	機器費用1/2 上限40,000	1事業者 1台	
	アルコール検知器（携帯型）	機器費用1/2 上限10,000	車両台数1/2 上限10台	
	IT対応携帯型アルコール検知器	一律 20,000	車両台数1/2 上限10台 ※Gマーク取得事業者に限る	
	アルコールインターロック装置	一律 20,000	車両台数1/2 上限10台	
7. 睡眠時無呼吸症候群（SAS） スクリーニング検査助成	5,000		車両台数1/2 上限30名	
8. トラックドライバー等 安全教育助成	特別研修（2泊3日）	Gマーク事業所：全額助成 その他事業所：受講料の7割	分類共通 上限10名 全ト協指定研修施設で実施される指定研修に限る 一般研修（1日）は、ドライビングアカデミー弘前が実施する研修に限る	
	一般研修（1泊2日）			
	一般研修（1日）			
	ドライブレコーダー映像診断	15,000	1事業者診断3回まで 助成額に満たない診断費用は実費を上限	
9. 運行管理者 一般講習受講料助成	3,200		運行管理者等	
10. IT化促進助成事業	原価・勤怠・車両・配車・売上管理システム等 導入費用の1/2 上限500,000		システム導入費用（カスタマイズ・システム更新費用含む） 定額型年間使用料・更新使用料（年額前払いに限る） ※ハードウェア（PC、モニター等）は対象外	

	助成の種類	概要		
		助成単価		助成枠等
11. アイドリングストップ 支援機器導入促進助成	エアヒータ 車載バッテリー式冷房装置	機器費用1/2 上限60,000	全ト協指定機器に限る 上限2台	
12. グリーン経営 認証制度促進助成	新規・更新			

	助成の種類	概要		
		助成単価		助成枠等
13. 荷役機械の運転及び作業に 係る技能講習受講料助成	フォークリフト運転技能講習	11h 講習 31h 講習	5,000 10,000	講習共通 1事業者上限10万円 ※助成単価未満の助成申請は除く ※陸災防が実施する講習に限る。 (車両系建設機械技能講習を除く)
	小型移動式クレーン講習		9,000	
	玉掛け技能講習		7,000	
	車両系建設機械技能講習		10,000	
	安全衛生推進者能力向上教育 交通安全災害防止担当者教育 荷役作業労働災害防止担当者教育 フォークリフト運転業務從事者安全教育 積卸作業指導者安全教育 車両系荷役運搬機械作業指導者教育		3,000	
14. 労災防止研修会受講助成	3,000			会員従業員に限る。 ※陸災防が実施する講習に限る。
15. 大型・中型・準中型・牽引 運転免許取得助成	取得費用の1/3 上限100,000			1事業者 助成額を問わず3名
16. 働きやすい職場 認証制度促進助成	新規・更新	60,000		審査料は対象外 県内本社事業者に限る

	助成の種類	概要		
		助成単価		助成枠等
17. 中小企業大学校講座 受講料助成	受講料の2/3			中小事業者に限る
18. 信用保証料助成	保証料の1/2 上限 200,000			セーフティネット保証制度活用に限る
19. 近代化基金融資 利子補給制度		利子補給率 0.4% 商工中金との取引に限る 事業用貨物自動車であり平成28年排出ガス規制適合新車導入資金に限る		
		利子補給率 0.4% 商工中金との取引に限る ①施設整備資金 ②荷役機械・荷役車両導入資金		

（注）予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。

令和4年度 適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間 令和4年4月～令和5年3月

区分	重点	指 導 事 項 (☆印は靈柩事業者は除外する)	調査 件数	「否」 件数	「否」 割合 (%)	ワースト 順位
I. 事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	434	8	1.8	
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	434	19	4.4	
	3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	434	10	2.3	
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	434	17	3.9	
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	434	17	3.9	
	6	届出事項に変更はないか。(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	374	4	1.1	
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	434	0	0.0	
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	434	0	0.0	
II. 帳票類の整備報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	182	2	1.1	
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	18	0	0.0	
	3	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	434	16	3.7	
	4	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	434	13	3.0	
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	327	34	10.4	
III. 運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	434	19	4.4	
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	432	8	1.9	
	3	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	426	47	11.0	
	4	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	434	0	0.0	
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	440	92	20.9	⑤
	6 ☆	過積載による運送を行っていないか。	434	0	0.0	
	○ 7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	435	126	29.0	③
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	436	18	4.1	
	9 ☆	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	408	28	6.9	
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	150	44	29.3	②
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	434	47	10.8	
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	289	99	34.3	①
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	294	82	27.9	④
IV. 車両管理等	1	整備管理規程が定められているか。	433	19	4.4	
	○ 2	※ 整備管理者が選任され、届出されているか。	429	5	1.2	
	3	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	423	66	15.6	
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	434	73	16.8	
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	434	45	10.4	
V. 労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	321	13	4.0	
	2	36協定が締結され、届出されているか。	420	24	5.7	
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	431	3	0.7	
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	434	37	8.5	
VI. 法定福利費	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	425	2	0.5	
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	422	11	2.6	
VII. 運輸安全マネジメント	1	運輸安全マネジメントの実施は適正か。	434	58	13.4	

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型靈柩車がある靈柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である。(道路運送車両法第50条)

2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要

【新規申請から評価の決定まで】

1. 申請評価対象

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）を単位とします。（貨物軽自動車運送事業は評価の対象から除かれます。）



2. 申請資格要件

(1) 申請資格は、申請基準日（2023年7月1日現在）で以下の事項を全て満たす事業所（営業所）とする。

- ① 事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。
　　営業所が開設され、事業を開始してから3年を経過していること。
- ② 配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③ 虚偽の申請、その他不正な手段等により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあっては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
　　不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあっては、取消し後2年を経過していること。
- ④ 認定証、認定マーク及び認定ステッカー等の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあっては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

※ 申請を受理した後に、上記①～④の各事項を満たさないことが確認された場合は、評価中止として評価が行われません。

3. 申請書類の頒布

(1) インターネットによる頒布

- ① 頒布開始日：2023年5月初旬～中旬（予定）
- ② 頒布方法：申請案内 → (公社) 全日本トラック協会ホームページ <https://www.jta.or.jp/>

(2) 紙媒体による頒布

- ① 頒布開始日：2023年5月15日（月）（予定）
- ② 頒布方法：(公社) 青森県トラック協会 本部又は各支部で頒布します。

(3) 申請案内の説明動画の掲載

YouTubeで公開した申請案内の説明動画について今年度も掲載予定です。

4. 申請方法

申請書類の一部をWeb申請システムで作成し、申請します。

Web申請システム → <http://gmark.jta.or.jp/gmark/>

稼働期間：2023年5月下旬～2023年7月14日（金）

5. 申請受付期間

2023年7月1日（土）～7月14日（金）

- ① Web申請システムで事前に作成し、保存した申請書は、申請期間中に改めて「申請」ボタンをクリックする必要があります。（申請ボタンは7月1日以降に押せるようになります。）

注) 新規申請、更新A・C方式は、従来通り評価項目Ⅲ、「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料の提出が必要です。

書類受付：2023年7月3日(月)～7月14日(金) 提出してください。【土・日曜日除く】

② 郵送の場合は7月12日（水）必着で（公社）青森県トラック協会 本部必着をお願いします。

③ 受付終了間近は、申請が集中して受付が混雑しますので、早めの申請をお願いします。

6. 申請書類の提出先

(公社) 青森県トラック協会 本部 又は 三八支部

※ 申請手続きは、当該事業所に所属する代表者又は担当者が行ってください。

※ 本社、支社等による一括申請や当該事業所に所属していない代理人等による申請手続きは、受付時における内容確認等に支障をきたす恐れがあることから、ご遠慮ください。

7. 申請料

「Web申請システム」による申請：無料

「複写式申請書」による申請：1,000円（税込）

8. 申請の取下げ

評価の決定前であれば、申請を取り下ることができます。所定の様式に必要事項を記入の上、提出してください。詳細については、適正化事業部までお問い合わせ下さい。

9. 申請の却下等

認定までの間に不正申請等により評価を受けようとし又は評価を受けた事業所に対しては、その申請を却下し、又は評価の決定を取り消します。

10. 認定要件

① 評価項目（100点満点）の評価点数の合計点が80点以上であること。

② 各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。

I. 安全性に対する法令の遵守状況……………32点（配点40点）

II. 事故や違反の状況……………21点（配点40点）

III. 安全性に対する取組の積極性……………12点（配点20点）

・自認項目グループ1. 運転者等の指導・教育……………基準点数1点

・自認項目グループ2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施……………基準点数2点

・自認項目グループ3. 法定基準を上回る対策の実施……………基準点数1点

・自認項目グループ4. その他の取組み……………基準点数1点

※各グループから得点しなければなりません。

③ 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。

④ 社会保険等への加入が適正になされていること。

11. 安全性優良事業所の認定の有効期間

2024年1月1日～2025年12月31日までの2年間となります。（新規申請の場合）

12. 評価の決定

申請事業所について、全国実施機関が3つの評価項目について評価基準に基づき点数化し、安全性評価委員会への諮問、答申を経て評価を決定します。

13. 評価結果の通知

評価結果を各申請事業所に対して、2023年12月中旬（予定）に郵送にてご通知します。評価結果の通知日は、2023年11月下旬（予定）に全日本トラック協会ホームページにてご案内します。

【更新申請の手続きと申請方法】

5月初旬に送付する「更新のご案内」ハガキにおいて、当該事業所が利用できる更新申請の方式を案内しています。なお、「Gマーク更新のご案内」ハガキが5月末までに届かない場合は、
(公社) 青森県トラック協会 適正化事業部までお問い合わせください。

安全性優良事業所の認定を受けている事業所が、認定の更新を希望する場合の方法は下記の通りとなります。

更新手続きの概要

1. 申請書類の頒布等

申請書類の頒布、受付期間及び提出先等については、新規申請と同様となります。

2. 申請方法

申請書類の一部をWeb申請システムで作成し、申請します。

Web申請システム → <http://gmarkита.or.jp/gmark/>

稼働期間：2023年5月下旬～2023年7月14日（金）

注）令和5年度より、申請方式のうち「D」方式を廃止します。

2-2. 申請方法（6回目更新を迎える事業所様へ）

令和5年度より、6回目更新を迎える事業所におかれましては、20箇年もの長きにわたり、安全運行の実績を積み上げられた「長期認定取得事業所」となります。

つきましては、

①6回目の更新を申請される事業所においては、評価項目Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性について、挙証書類の提出を原則不要とし、取組内容を自認いただくなど、申請を簡素化します。

②6回目の更新を申請し、認定を受けた事業所においては、積み上げられた安全運行の実績に敬意を表し、通常の認定ステッカーではなく、ゴールドステッカーを使用していただきますようお願いします。

※ゴールドステッカーに有効期限の表示はなく、長年ご使用いただけます。認定の有効期間は4年間であり、認定の継続を希望される場合は、4年後に更新を申請いただく必要があります。



3. 評価

評価項目Ⅰ. 「安全性に対する法令の遵守状況」及びⅢ. 「安全性に対する取組の積極性」の2項目については、更新を希望する事業所において評価の希望の有無を選択できます。

評価項目Ⅱ. 「事故や違反の状況」については、更新を希望する事業所全てを対象として新たに評価を行います。

いすれかの項目について評価を希望しない場合は、前回の該当項目の評価点数を用います。

ただし、2回連続して特例申請（B方式～E方式）を選択することはできません。

評価項目	更新申請の方式			
	A	B	C	E
I. 安全性に対する法令の遵守状況（配点40点／基準点数32点）	○	○	—	—
II. 事故や違反（行政処分）の状況（配点40点／基準点数21点）	○	○	○	○
III. 安全性に対する取組の積極性（配点21点／基準点数12点）	○	—	○	—

○：新たに評価する項目　－：前回の評価点数を用いる項目

※更新申請E方式は、前回新規申請または更新A方式であり、「安全性に対する法令の遵守状況」の点数が40点満点であった事業所のみ選択できる方式となります。

4. 安全性優良事業所の認定の有効期間

更新の種別	現在の認定証番号	更新の種別
初回更新事業所	219****	2024年1月1日～2026年12月31日（3年間）
2回目更新事業所	209****(1)	2024年1月1日～2027年12月31日（4年間）
3回目更新事業所	199****(2)	
4回目更新事業所	199****(3)	
5回目更新事業所	199****(4)	

※「現在の認定証番号」欄の「*」は各事業所に割り振られた数字をさします。

参考 安全性優良事業所に係るインセンティブ付与

国土交通省	違反点数の消去	通常、違反点数は3年間で消去されますが、違反点数付与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数を消去できます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定期で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNGトラック等に対する補助について、新車のみの導入については最低台数要件が3台から1台に緩和されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所のうち、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
	基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車が適切に運行している場合、継続緩和申請において、有効期限が無期限に延長（通常4年）されます。

国土交通省	特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。
全日本 トラック協会	助成の優遇	<p>都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額 (通常7割⇒全額助成) ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき2分の1、上限2万円 ③経営診断受診促進助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・経営診断助成金の増額（通常8万円⇒10万円） ・経営改善相談助成金の増額（通常2万円⇒3万円） ④自動点呼機器導入促進助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数上限の緩和（通常1事業者1台→1事業者2台） ・助成額上限の増額 (通常1台あたり上限10万円→2台分で上限20万円)
損害保険会社	保険料の割引	損害保険会社及び交通共済の一部では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

令和4年度 適正化事業推進委員会を開催

3月23日(木)午前11時から青森県トラック協会研修センターにおいて、標記委員会を開催しました。適正化事業推進委員会委員長 葛西正之の挨拶のあと議事に入り、令和4年度適正化事業実施結果の報告並びに令和5年度適正化事業実施計画（案）について事務局より説明が行われ、委員からは忌憚のない意見が出され、本件決議は満場一致で採択されました。



適正化事業推進委員会 委員長 葛西 正之



委員会の様子

全ての事業主が

令和5年
4月から

月**60**時間を超える時間外労働に対し、

50%以上の割増賃金率で
計算した割増賃金を
支払わなければなりません!



時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率

令和5年3月31日まで

大企業は

50%

中小企業は

25%

令和5年4月1日から適用

大企業
中小企業
ともに

50%

※中小企業の割増賃金率を引き上げ

中小企業には適用が猶予されていましたが、平成30年6月に成立した働き方改革関連法により、中小企業においても令和5年4月より月60時間を超える部分の時間外労働の割増賃金率が、25%から50%に引き上げられます。

該当する従業員がいないかチェックをし、早めに対策を検討しましょう!



公益社団法人
全日本トラック協会

厚生労働省 推薦

令和5年4月より中小企業においても月60時間を超える部分の

具体例

1ヶ月の起算日は毎月1日。休日は土曜日及び日曜日で、法定休日は日曜日とします。平日と土曜日の時間外労働（赤字）部分が60時間を超えた時間から割増賃金率が50%以上の率となります。



深夜労働との関係



深夜（22:00～5:00）の時間帯に月60時間を超える時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率25%以上に時間外割増賃金率50%以上を加えた75%の割増賃金率で計算することとなります。

深夜時間帯の
月60時間超の
割増賃金率



深夜労働の
割増賃金率
25%



時間外労働の
割増賃金率
50%

休日労働との関係



月60時間の時間外労働の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

法定休日とは？

使用者は1週間に1日または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。法定休日に労働させた場合は35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

時間外労働の割増賃金率が25%から50%に引き上げられます。

**時間外労働が
月60時間を
超えると
どうなる？**

時給換算 1,700円^{*}のドライバーの場合

月の所定労働時間を173時間、時間外労働時間を80時間、計253時間を労働時間とする。この場合の賃金がいくら変わるか？

*上記時給1,700円は全日本トラック協会「トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態調査（2021年版）」の男性運転者時給単価を引用

令和5年
3月まで

294,100円
所定労働時間の賃金
173時間

170,000円
25%割増
80時間

合計
464,100円

時間外労働の賃金(80時間 × 1,700円 × 1.25) = 170,000円

令和5年
4月以降

294,100円
所定労働時間の賃金
173時間

127,500円 + 51,000円
= 178,500円

25%割増
60時間

50%割増
20時間
合計
472,600円

時間外労働の賃金80時間のうち60時間以上を20時間が5割増となるので
(60時間 × 1,700円 × 1.25) + (20時間 × 1,700円 × 1.5) = 178,500円

**例えば、該当するドライバーが10人いれば、ひと月あたり85,000円のコスト増。
1年間で、1,020,000円のコスト増になります。**

**代わりに
代替休暇を
付与することも
できます**



長い時間外労働を抑制する目的として1ヶ月60時間を超える時間外労働については法定割増賃金率を引き上げることとされていますが、労働者の方の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、過半数組合（ない場合は過半数代表者）との間で労使協定を結ぶことにより、有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

代替休暇制度の詳細は、右のQRコードから厚生労働省のパンフレットをご確認ください。



**就業規則に
変更が必要な
場合があります**

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

厚生労働省の「モデル就業規則」も参考にしてください。



！罰則！

引上げ分の割増賃金を支払わない場合には、罰則（6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されることがあります。

社内準備を進めましょう

Step1 社内に該当する従業員がいるか確認しましょう。

ドライバーだけでなく、事務職や作業職も対象になります。

Step2 該当する従業員がいる場合は、原因を洗い出しましょう。

社内

労働時間の適切な把握を行い、それぞれの業務量が適正か社内の体制に原因がないかチェックをします。

荷主

荷主庭先における長時間の待機時間や荷役時間、無理な運行の依頼など、荷主に起因する原因がないかチェックします。

Step3 時間外労働の削減に向け、具体的に取り組みましょう。

社内

業務量に偏りがあれば、管理体制、仕事の進め方、業務フローなどを見直し、平準化を図るなど、業務の効率化を進めます。

荷主

荷主に対し、具体的な問題点を挙げ、見直しに向け、話し合いの場をもち、改善が図られない場合は、残業手当の上昇分を荷主に負担してもらうことを検討します。

令和6年4月から

時間外労働年960時間の上限規制が始まります！

令和6年4月から、自動車運転者について、**時間外労働の年960時間の上限規制が適用されるとともに、改善基準告示も見直されます。**

時間外労働が年960時間を超えているドライバーがいる場合は、令和6年4月からの適用に向けて、荷主と話し合いの場を持ちましょう。

また、将来的には時間外労働の上限規制が一般職と同じ年720時間になることも、今から念頭において取り組みを進めましょう。

制度の詳細は、最寄りの労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご確認ください。



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5号
TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

事業性の皆様へ
むかしむかし

令和6年4月～
適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続8時間
▼ 改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	▼ 改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	▼ 改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。



1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	<p>【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり)</p> <p>1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</p>
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	<p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(※1)、16時間まで延長可(週2回まで)</p> <p>※1：1週間ににおける運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息時間が住所地以外の場所におけるものである場合</p>
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	<p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合^(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間以下となる場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</p>
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	<p>【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</p>
予期し得ない事象	 <p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える</p> <p>※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</p>	
特例	分割休憩(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) <ul style="list-style-type: none"> ・分割休憩は1回3時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度 	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) <p>身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息時間を4時間まで短縮可</p> <p>【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可</p> <p>※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること</p>	
休日労働	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) <p>2曜日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間</p> <p>【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2曜日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</p>	
	フェリー <ul style="list-style-type: none"> ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリーダー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される 	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第307号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもの。令和6年4月1日から適用される。

2022.12

トラック運送
事業者の
みなさまへ



発着荷主の
みなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外
労働の上限規制、
何から手を付けたら
いいの？



ドライバーの
運転時間に
限度があったの？



荷主の立場で
できる改善は？



こんな困りごとなど、
ご相談ください！

待ち時間の削減を、
どう進めればいいの？

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9:00～17:00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談
無料



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

ご相談方法②



フリーダイヤル
東日本 0120-763-420
通話料無料！
西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！

オンライン
相談

オンラインによる ご相談

詳しいご相談を職場から
お気軽に！



コンサルタントの 訪問

労務管理・物流改善の
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル



ポータルサイトでは、こんな 情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」
問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまと
トラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サッと解決 よろず相談」
トラック運転者の労働時間改善に向けたFAQ集

「情報いろいろ宝箱」
トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、
取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・
写真で見るトラック運転者の仕事」「トラック運転者の生の声」

さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取り
まとめた資料集

青 森 支 部

青森支部特積委員会研修会及び情報交換会を開催

青森支部では、3月10日（金）17時30分より青森市内「百代」において、特積委員会委員並びに各担当者合同による2024年度問題への取組について、研修会及び情報交換会を開催しました。

委員長より、積合せ輸送を主体とした業界においては、2024年度問題を含め、安全輸送で荷主対応が迅速にできるかによって物量が左右される。また、取引顧客との運賃、料金収受においても競争が激しく適正運賃の収受に至っていないのが現状であると挨拶がありました。

引き続き、青森県トラック協会適正化事業部課長 長谷川 淳を講師に迎え、改善基準告示の改正に伴う2024年問題の解決に向けての説明が行われました。

研修会後は懇親会を開催し、情報交換を密にし、さらなる団結によるお互いの飛躍を誓いました。



青森県トラック協会適正化事業部課長
長谷川 淳



特積委員会参加者

三八支部

健康経営セミナーを開催

三八支部青年部会（会員50社、部会長 葛西亜貴夫）では、3月7日（火）ハ戸パークホテルにおいて、MS東北株式会社のご協力により会員36名が出席し標記セミナーを開催しました。

第1部は「がんについて」MS東北の金田奈緒美氏より、青森県が、がんの発症者数18年連続で全国ワースト1位であることと、がん検診を受診しない理由、がん治療に伴う身体的負担、家族や職場への負担、経済的負担が生じることを解説し、結果を恐れず定期的にがん検診を受けることや、万が一のがん保険の補償について説明が行われました。

第2部では「N-NOSEについて」株式会社東京堂の沼澤英理氏から、尿一滴でがんのスクリーニング検査ができる技術が紹介され、本人はもとより、従業員や家族の健康を守るために、ステージの低い段階の発見のため、管理職など、がんリスクが高い年齢層に一刻も早いスクリーニング検査を推奨しました。



講師 MS東北㈱
金田 奈緒美 氏



講師 (株)東京堂 常務執行役員
沼澤 英理 氏



会場景

2024年対策セミナー

三八支部水産部会（部会員21社、部会長 沖野賀庸）では3月8日（水）にハ戸パークホテルにおいて、青森働き方改革推進支援センターのご協力により、会員20名が出席し標記セミナーを開催しました。

運送業界の今後の課題と取組みについて、社会保険労務士の島守雅之氏が「2024年対策と課題」と題し、令和6年4月1日に施行される運転者の時間外労働上限960時間、改正改善基準告示や、労働時間管理の厳格性、従業員の待遇改善、労働時間の削減、労働コストの改善等、企業が労務管理で講ずるべき措置について詳しい説明が行われました。

将来の人員確保については、青森県の20年後までの人口ピラミッドを参考に、確実に若年層が減少することから、雇用は益々厳しくなるとし、ITなどを活用して限られた人員の中で効率化を図りながら生産性の向上に取り組むことについて提案がされました。



部会長挨拶 水産物輸送部会
部会長 沖野 賀庸 (有)マルニ物流



講師 島守経営労務事務所
代表 島守 雅之 氏



会場景

上　　十　　三　　支　　部

ダンプトラック部会 第32回通常総会

2月16日（木）午後6時から三沢市の宝寿しにおいて、ダンプトラック部会第32回通常総会を会員35社中、出席者33名(参加15名、委任状18名)で開催しました。

最初に部会長の野田誠二（田中車輌株）から挨拶の後、規約11条3項により野田部会長が議長となり総会を進行、議事録署名者には赤坂工業の赤坂裕希が選出されました。

続いて議案審議に移り、令和4年度事業報告・収支決算報告・剰余金処理案を一括審議し議案どおり承認、続いて令和5年度事業計画案・収支予算案を一括審議し議案どおり承認、続いて役員改選に移り、執行部案はないかとの意見により事務局から執行部案を読み上げ、案のとおり承認され正副部会長など新たな体制となりました。

議案審議終了後、野田部会長より3期6年の会員各位の協力に感謝するとともに新部会長への期待を寄せた挨拶があり、続いて新部会長になった小泉國雄（大泉運輸株）より野田前部会長への感謝と各位の今後の部会運営への一層の協力を願う挨拶で総会を閉会しました。



挨拶 前部会長 野田 誠二（田中車輌株）



挨拶 新部会長 小泉 國雄（大泉運輸株）



乾杯 新副部会長
小川 雅祐（株小政）



中締め 北向 瞳亮（有）北向建材



会議風景

以下、役員体制

部会長 小泉國雄（大泉運輸株）

副部会長 大坂陽一（有）大昇運輸、小川雅祐（株）小政

理事 岡田寛紀（株）みどり、石田博也（七戸貨物株）、野田誠二（田中車輌株）、

岡田 忠（平和運送株）、蛇沢宮行（東管工業株）、三浦正之（有）三浦総建

吉田富彰（株）大久、北向陸亮（有）北向建材

監事 平内和久（有）平内貨社、乙部清光（株）光興業

上十三地区 春の全国交通安全運動「総決起大会」へ参加

4月6日(木)午後2時より、十和田市地域交流センター「とわふる」において、十和田地区における「新入学の交通事故防止運動・総決起大会」(期間4月7日(金)~13日(木))が開催され、当上十三支部(十和田地区)の会員事業所から20名が参加し、大会を盛り上げました。

大会には、交通安全協会員、安全管理者協会員、交通安全母の会員、市役所団体、町内会連合会などから約100名が参加しました。



関係団体代表



御来賓



参加者



じこにあわないちかいのことば 新入学児童



交通安全宣言 参加者代表

はい作業主任者技能講習会の開催ご案内

各事業主 殿

青森労働局長登録番号第7号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
青森県支部 支部長 森山慶一
(公印省略)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づき、荷を床面から高さ2メートル以上（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷〔小麦、大豆、鉱石等のばらの物の荷を除く〕の集団をいう。）のはい付け又ははいくずしの作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならないこととなっております。

当協会は、青森労働局長の登録教習機関として、上記資格取得の為の講習会を下記により開催致しますので、関係者多数受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者で、事業主等の「実従事期間」を証明してもらえる者。

2. 日時及び会場

開催地	月　日	時　間	会　場
青森市	令和5年6月8日・9日 (木) (金) ※講習は2日間です	9:00～16:30	青森県トラック協会研修センター 青森市荒川字品川111-3 ☎017-729-2211
八戸市	令和5年6月21日・22日 (水) (木) ※講習は2日間です	9:00～16:30	青森県トラック協会三八地区研修センター 八戸市長苗代26-11 ☎0178-28-2131

3. 講習科目と時間数

講習科目	時間数
はいに関する知識	3時間
人力によるはい付け又は、はいくずしの作業に関する知識	5時間
機械等によるはい付けはいくずしに必要な機械荷役に関する知識	3時間
関係法令	1時間
計	12時間

“はい付け、はいくずし作業とは”

*製造業

原料又は製品を倉庫等に保管する際、その荷の高さが2メートル以上となる場合該当

*建設業

資材置場で資材等の高さ2メートル以上となる場合該当

*運送業・貨物取扱業（倉庫業含む）

倉庫、上屋、土場で荷の高さが2メートル以上となる場合該当

*商店・スーパー・問屋業等

商品等の売場、倉庫等に高さ2メートル以上に積み重ねられる場合該当

4. 講 師 名 能登谷 仁**5. 受 講 料** (税込・令和2年4月1日改定)**12,500円** = (受講料 10,905円+テキスト代 1,595円)

受講料は申込と同時に納入して下さい。

6. 申 込 方 法

- (1) 開催日の1週間前までに、別紙「受講申込書」に所要事項を記入し、受講料とともに持参又は現金書留にて郵送して下さい。
なお、定数に達し次第〆切りとします。

※銀行振込の場合は払込票（コピー）を添付すること。

銀行名 青森銀行本店営業部 普通預金 №280713
口座名 陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

(2) 申 込 先**【青森会場】** 〒030-0111

青森県青森市荒川字品川111-3 (青森県トラック協会研修センター内)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

☎ 017-729-2211 FAX 017-729-2266

【八戸会場】 〒039-1103

八戸市長苗代26-11

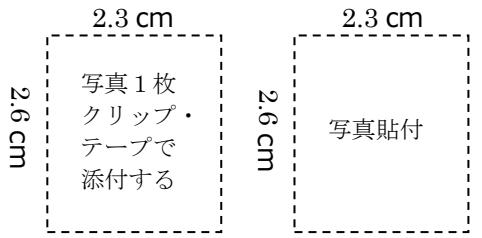
青森県トラック協会三八支部

☎ 0178-28-2131 FAX 0178-29-4754

7. そ の 他

- (1) 講習終了後、同会場で修了試験を行いますので筆記用具を持参のこと。
(2) 申込書には所定サイズの写真（縦2.6cm×横2.3cm）2枚を添付のこと。
(3) 申込書には事業所の「実従事期間」を必ず記入し、事業主等の職名・氏名、**押印(シャチハタ不可)**のこと。
(4) 受講日現在所持する運転免許証の写し（本人確認及び修了証に住所等記載の為、なお住所変更された方は裏面の写しも）を貼付けて下さい。
(5) 受講申込者の都合にて出席出来ないときは、**受講料を返金致しません。**
(6) 合格者には「はい作業主任者技能講習修了証」を後日郵送で交付致します。
(7) 昼食は各自準備して下さい。
(8) 認印は、申込み氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。
例：齋藤 → 齋藤は認印として認められません。
(9) 併記を希望の方で旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票・自動車運転免許証等証明書、通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。

はい作業主任者技能講習
(受講申込書兼修了証台帳)



ふりがな				認印	性別	受講会場を○で囲む	
受講者氏名				(印)	男女	青森	八戸
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いづれかを○で囲む) 有 / 無					修了証番号		
併記を希望する 氏名又は通称				※			
生年月日	昭和 年 月 日 平成			交付年月日			
修了証送付先にチェック	<input type="checkbox"/>	現住所	〒□□□-□□□□ ----- 連絡先(TEL)				
	<input type="checkbox"/>	勤務先 所在地	〒□□□-□□□□				
勤務先名称		----- 連絡先(TEL) (FAX)					
実務 経験 証明 証	上記の者は、はい作業(はい付け・はいくずし)に3年以上従事した経験があることを証明します。						
	(1)	年 月から	年 月まで	(年 ケ月間)			
	(2)	年 月から	年 月まで	(年 ケ月間)			
	通(合)算: 年 ケ月間						
	会社(事業所・支店)名: 代表者職名・氏名:						
書替え又は 再交付	<input type="checkbox"/> 書替・再交付			年 月 日 年 月 日			

申込日: 令和 年 月 日

【免許証(写)添付箇所】
住所等変更された方、裏面の写しも添付

(注)

- ①「※印」欄は記入しないで下さい。またこの用紙はA4サイズで提出願います。
- ②「氏名」欄は正式な字体で記入し「認印」は申込氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。
- ③「併記を希望」の方で
 - (イ)旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票又は自動車運転免許証等の証明書を添付すること。
 - (ロ)通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。
- ④「写真」等必要添付物については案内書の「その他」をご参照ください。
- ⑤ご記入して戴いた個人情報については、講習実施の目的以外に使用することはありません。

フォークリフト運転士技能講習会開催について

各事業主 殿

青森労働局長登録番号第8号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
青森県支部 支部長 森山慶一
(公印省略)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づき、1トン以上のフォークリフト運転業務にはフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ業務に従事出来ないこととなっております。

つきましては、青森労働局長の登録教習機関として、上記資格取得の為の技能講習会を下記により開催致しますので、関係者多数受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日時及び会場

開催地		月日	時間	会場
青森	学科	5月10日(水)	8:30~17:00	【学科・実技】 青森県トラック協会研修センター 青森市荒川字品川111-3 ☎017-729-2211
	実技	11日(木)・12日(金)	7:50~17:00	別途指示します ※大型特殊免許所持者は5月11日としますが、実技日程を変更される方は申し出ください。
		13日(土)	7:50~16:15	
弘前	学科	5月16日(火)	8:30~17:00	【学科】青森県トラック協会弘前地区研修センター 弘前市扇町3-2-2 ☎0172-27-4229 【実技】青森県りんご共販協同組合 弘前市堅田字神田405 ☎0172-33-8480
	実技	17日(水)・18日(木)	7:50~17:00	別途指示します ※大型特殊免許所持者は5月17日としますが、実技日程を変更される方は申し出ください。
		19日(金)	7:50~16:15	

2. 講習科目及び時間

【第1日目 学科】

講習科目	講習時間
構造・取扱	4時間
力学の知識	2時間
関係法令	1時間
学科試験	講習終了後

【第2~4日目 実技】

講習科目	時間割	講習時間
走行操作	別途指示する	20時間
荷役の操作	//	4時間
実技試験	講習終了後	

3. 講師名

葛西重明	蝦名一三	吉田隆幸
市川勤	丹藤昭則	一戸睦雄
成田進	五戸功	飯山眞也
佐藤政人		

4. 受講資格

- Aコース (イ) 大型特殊(カタピラ限定なし)免許所持者
(ロ) 普通・準中型・中型・大型・大型特殊(限定付)免許を有し、且つ特別教育修了後3ヶ月以上運転業務の経験があるもの ※特別教育修了証及び業務経験証明書を添付のこと
～2日間(学科1日、実技1日)
- Bコース 普通・準中型・中型・大型・大型特殊(カタピラ限定付)免許所持者
～4日間(学科1日、実技3日)

5. 受講料(税込・令和2年4月1日改定)

Aコース **17,000円**=(受講料 15,350円+テキスト代 1,650円)

Bコース **33,000円**=(受講料 31,350円+テキスト代 1,650円)

受講料は申込と同時に納入して下さい。

6. 申込方法

開催日の1週間前までに、別紙「受講申込書」に所要事項を記入し、受講料とともに持参又は現金書留にて郵送して下さい。

なお、定数に達し次第〆切ります。

※銀行振込の場合は払込票(コピー)を添付すること。

銀行名 青森銀行本店営業部 普通預金 №280713

口座名 陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

7. 申込先

【青森会場】〒030-0111 青森県青森市荒川字品川111-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

(青森県トラック協会研修センター内) ☎017-729-2211 FAX017-729-2266

【弘前会場】〒036-8104 青森県弘前市扇町3-2-2

青森県トラック協会弘前支部 ☎0172-27-4229 FAX0172-28-0434

8. その他

- (1) 学科講習終了後同会場で修了試験を行いますので、筆記用具・計算機を持参のこと。
- (2) 実技講習では「ヘルメット」を使用しますので各自持参のこと。
尚、当協会でも一部準備し貸与します。
- (3) 受講申込書には、6ヶ月以内に撮影した無背景・無帽の上半身で縦2.6cm×横2.3cmの(サイズ厳守)
写真1枚を添付のこと。
- (4) 受講日現在所持する運転免許証の写し(本人確認及び修了証に住所等記載の為、なお住所変更された方は裏面の写しも)を貼付けて下さい。
- (5) 受講申込者の都合にて出席出来ないときは、**受講料を返金致しません。**
- (6) 合格者には「フォークリフト運転技能講習修了証」を交付致します。
- (7) 昼食は各自準備して下さい。
- (8) 認印は、申込氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。
例:斎藤 → 斎藤は認印として認められません。
- (9) 併記を希望の方で旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票・自動車運転免許証等の証明書、通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。

フォークリフト運転技能講習
(受講申込書兼修了証台帳)

2.3cm

写真貼付

2.6cm

ふりがな		認印	性別	受講会場を○で囲む			
受講者氏名		印	男女	青森	八戸	弘前	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いすれかを○で囲む) 有 / 無			修了証番号				
併記を希望する 氏名又は通称				※			
生年月日	昭和 年 月 日 平成			交付年月日			
現住所	〒□□□-□□□□ ----- 連絡先(TEL)						
勤務先	所在地	〒□□□-□□□□					
	名称	----- 連絡先(TEL) (FAX)					
受講区分 (○で囲む)	受講資格	【免許証(写)添付箇所】 住所等変更された方、裏面の写しも添付のこと					
Aコース	(イ) 大型特殊(カタピラ限定なし) (ロ) 普通・準中型・中型・大型 大型特殊(限定付)を有し、且つ特別教育 修了後3ヶ月以上運転業務の経験が ある者 ※特別教育修了証及び業務経験證明書の添付						
Bコース	普通・準中型・中型・大型 大型特殊(カタピラ限定付き)						
書替え 又は 再交付	※ 書替・再交付	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

申込日：令和 年 月 日

(注)

- ①「※印」欄は記入しないで下さい。またこの用紙はA4サイズで提出願います。
- ②「氏名」欄は正式な字体で記入し「認印」は申込氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。
- ③「併記を希望」の方で旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票・自動車運転免許証等の証明書
通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。
- ④「写真」等必要添付物については案内書の「その他」をご参照ください。
- ⑤ご記入して戴いた個人情報については、講習実施の目的以外に使用することはありません。

令和5年 春の全国交通安全運動

5月11日(木)から20日(土) 5月20日(土)は交通事故死亡ゼロを目指す日です。



全 国 重 点

1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

- (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
- (2) 歩行者の安全の確保

2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- (1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 妨害運転等の防止
- (4) 二輪車運転者等に対する広報啓発
- (5) 高齢運転者の交通事故防止
- (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- (1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
- (3) 自転車利用者等の安全確保

国土交通省認定「運輸安全マネジメントセミナー」 開催のご案内／自動車事故対策機構 青森支所

自動車事故対策機構青森支所では、国土交通省認定の運輸安全マネジメントセミナーを下記により開催いたします。

セミナーの受講については任意（受講義務はありません）となっておりますが、運輸安全マネジメントの取組みの参考にしたいとお考えの方は、是非、積極的にご参加ください。また、受講することにより下記のメリットがあります。

（1）監査インセンティブ

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期末監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成26年1月24日 国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注1 監査を「免除する」というものではありません。

注2 受講するだけでは対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要です。

注3 貸切バス事業者は監査方針により対象外です。

（2）貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請に活用可能

貨物自動車運送事業安全性評価事業「安全性に対する取組の積極性」中、「5.外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している」に該当【2点】

注4 自動車事故対策機構として加点を保証するものではありません。

各申請に関するご質問については、青森県トラック協会適正化事業部（電話017-729-2000）までお問合せ下さい。

開催日程

【ガイドラインセミナー】 八戸市開催 令和5年7月25日（火）13：00～16：30
青森市開催 令和5年下半期開催予定

【内 容】 自動車運送事業者に期待される安全管理の取組み（ガイドライン14項）について、取組み事例を交えて解説するセミナー

【リスク管理セミナー】 八戸市開催 令和5年7月26日（水）9：00～12：30
青森市開催 令和5年下半期開催予定

【内 容】 「事故・ヒヤリ・ハット情報の収集・活用」について、リスク管理の解説及びワークショップを通じて理解を深めるセミナー

【内部監査セミナー】 八戸市開催 令和5年7月26日（水）13：30～17：00
青森市開催 令和5年下半期開催予定

【内 容】 ガイドラインで求められている内部監査の実施方法等について、解説及びワークショップを通じて理解を深めるセミナー

◆会 場

八戸市開催 八戸市水産会館（八戸市白銀町三島下95）
青森市開催 未定

◆受 講 料

各セミナーとも1名につき5,200円（税込み）当日受付時にご用意ください。

◆お申込み方法

(独)自動車事故対策機構ホームページからお申し込みください。

◆定 員

30名（先着順）※定員になり次第締め切りとなります。

◆申込締切

令和5年7月14日（金）

◆この記事のお問合せ先

独立行政法人自動車事故対策機構 青森支所
〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館3階
電話 017-739-0551

青森県トラック協会ホームページのニュースコーナー（2023年3月31日付記事）に
自動車事故対策機構ホームページのリンク先を掲載しておりますのでご確認ください。

電波はルールを守って正しく使いましょう！

／ 総務省 東北総合通信局

総務省では、良好な電波利用環境を保護するため、利用者・国民の意識向上を図ることを目的に、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定めています。

電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や、人命の安全を脅かします。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせ

〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23
総務省 東北総合通信局 相談窓口
電話 022-221-0641
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>



令和5年度 運行管理者・整備管理者講習予定

詳細、申し込みについては、各実施機関ホームページをご覧ください。

■運行管理者・基礎講習（貨物）

開催順

主 催	日 程	場 所
NASVA	5月24日（水）～26日（金）	青森県トラック協会研修センター
NASVA	6月14日（水）～16日（金）	八戸総合卸センター
ムジコ・弘前	6月14日（水）～16日（金）	弘前モータースクール
NASVA	6月27日（火）～29日（木）	青森県トラック協会研修センター
ムジコ・八戸	7月12日（水）～14日（金）	青ト協 三八地区研修センター
NASVA	11月15日（水）～17日（金）	青森県トラック協会研修センター
ムジコ・青森	翌1月16日（火）～18日（木）	青森県トラック協会研修センター
ムジコ・八戸	翌1月22日（月）～24日（水）	八戸モータースクール

■運行管理者・一般講習（貨物）

開催順

主 催	日 程	場 所	備 考
NASVA	4月26日（水）	青ト協 南黒地区研修センター	申込方法はFAX
NASVA	5月12日（金）	青森県交通会館	
NASVA	5月18日（木）	青森県交通会館	
NASVA	5月19日（金）	青森県トラック協会研修センター	
NASVA	5月30日（火）	青ト協 三八地区研修センター	
ムジコ・弘前	6月 6日（火）	青ト協 南黒地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・弘前	6月 7日（水）	青ト協 南黒地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・青森	6月 7日（水）	青ト協 下北地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・弘前	6月 8日（木）	青ト協 西北五地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・弘前	6月 9日（金）	青ト協 西北五地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・八戸	6月15日（木）	青ト協 三八地区研修センター	
ムジコ・八戸	6月16日（金）	青ト協 三八地区研修センター	
NASVA	6月17日（土）	八戸総合卸センター	
NASVA	6月22日（木）	NASVA青森支所	動画視聴方式
ムジコ・八戸	6月22日（木）	青ト協 上十三地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・八戸	6月23日（金）	青ト協 上十三地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・弘前	6月27日（火）	弘前モータースクール	
NASVA	7月 6日（木）	NASVA青森支所	動画視聴方式
ムジコ・八戸	7月19日（水）	青ト協 三八地区研修センター	
ムジコ・八戸	7月20日（木）	青ト協 三八地区研修センター	
NASVA	7月27日（木）	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	8月 3日（木）	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	8月10日（木）	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	8月17日（木）	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	8月23日（水）	八戸総合卸センター	
NASVA	8月24日（木）	八戸総合卸センター	
NASVA	8月31日（木）	NASVA青森支所	動画視聴方式
ムジコ・八戸	9月 4日（月）	八戸モータースクール	
ムジコ・八戸	9月 6日（水）	青ト協 上十三区研修センター	支部会員限定
ムジコ・八戸	9月 7日（木）	青ト協 上十三区研修センター	支部会員限定

主 催	日 程	場 所	備 考
NASVA	9月 7日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	9月14日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	9月20日 (水)	青森県トラック協会研修センター	
NASVA	9月21日 (木)	青森県トラック協会研修センター	
NASVA	9月28日 (木)	スパカルイン黒石	
ムジコ・青森	9月25日 (月)	青森モータースクール	
ムジコ・八戸	10月 2日 (月)	八戸モータースクール	
ムジコ・青森	10月 4日 (水)	青ト協 下北地区研修センター	支部会員限定
NASVA	10月 5日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	10月12日 (木)	スパカルイン黒石	
NASVA	10月13日 (金)	スパカルイン黒石	
NASVA	10月19日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	10月26日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	11月 9日 (木)	青森県トラック協会研修センター	
NASVA	11月10日 (金)	青森県トラック協会研修センター	
ムジコ・八戸	11月13日 (月)	八戸モータースクール	
ムジコ・弘前	11月14日 (火)	青ト協 南黒地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・弘前	11月15日 (水)	青ト協 南黒地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・弘前	11月16日 (木)	青ト協 西北五地区研修センター	支部会員限定
ムジコ・弘前	11月29日 (水)	弘前モータースクール	
NASVA	11月30日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
ムジコ・八戸	12月 4日 (月)	八戸モータースクール	
NASVA	12月14日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	12月21日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	翌1月11日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	1月18日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
ムジコ・青森	1月22日 (月)	青森モータースクール	
NASVA	1月26日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	2月 8日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	2月22日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	2月29日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式
NASVA	3月 7日 (木)	NASVA青森支所	動画視聴方式

■整備管理者研修（選任前・選任後）／主催 青森運輸支局

日 程	場 所	日 程	場 所
5月29日 (金)		予定 (11月・2月)	
9月29日 (金)	青ト協研修センター		
翌1月26日 (金)		日程が決まり次第、お知らせいたします	

実施機関お問合せ先

◇自動車事故対策機構 (NASVA)
電話 017-739-0551

◇青森運輸支局 検査整備保安部門
電話 017-739-1501

◇(株)ムジコ・クリエイト
・弘前エリア (弘前モータースクール)
電話 0172-28-2525
・青森エリア (青森モータースクール)
電話 017-738-2246
・八戸エリア (八戸モータースクール)
電話 0178-28-2145

青森県内事業所向け 2023年度 一般 初任 運転者研修

一般

本来、事務所において1年に1回以上の指導・監督が必要な**義務項目**を取り入れた実践・体験型プログラムです

初任

事業所が運転者として新たに雇い入れた方が乗務する前に必要な**15時間以上**の指導を実施する研修です 初任適性診断の受診可



	2日コース	3日コース
種別	一般研修	特別研修
対象	一般運転者	初任運転者
定員	20名	20名
研修時間	13時間	15時間
料金	50,000円(税込) 研修受講費、テキスト代、宿泊費、研修時間内の食事代を含む	71,500円(税込) 研修受講費、テキスト代、宿泊費、研修時間内の食事代を含む
各種助成	Gマーク認定事業所は 全額助成 (全日本トラック協会より10,000円 青森県トラック協会より40,000円) 認定事業所以外は 35,000円助成 (全日本トラック協会より10,000円 青森県トラック協会より25,000円)	Gマーク認定事業所は 全額助成 (全日本トラック協会より) 認定事業所以外は 受講料の7割助成 (全日本トラック協会より)

※助成金は無くなり次第終了となります



公益社団法人
全日本トラック協会 指定研修施設
国土交通省運行管理者講習認定施設 国土交通省適性診断認定施設

会場

〒036-8053
青森県弘前市和泉 1-3-1 (弘前モータースクール内)

株式会社 Gジョ・クリエイト

TEL 0172(28)2727
FAX 0172(28)3382

〒036-8053 青森県弘前市和泉 1-3-1
担当 工藤・横山

| 研修概要

近年、事業用自動車の事故の頻発で、ドライバーの安全意識の高揚や安全知識の向上が求められています。

一般・初任運転者研修は、実践と体験を通して安全運転に必要な知識、技術、安全意識などの向上を図り、安全なドライバーを育成する研修です。

トラックドライバーに対する研修内容とプログラムは、平成29年の法改正で定められた義務項目（国土交通省告示第1366号「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」12題目）に対応した内容になっています。

各事業所での安全教育訓練に要する時間・コスト負担の軽減や、教育の充実強化に、当センターを是非お役立てください。

| 当センターの特色

Gマーク認定における優遇（全日本トラック協会認定施設）

当センターの研修を受講することで、貨物自動車運送事業安全評価事業の安全認定（Gマーク）を取得する際の要件である「安全性に対する取組の積極性」の、「外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している」の項目基準を満たすことができます。

「初任運転者教育に対する特別な指導の内容」に対応

当センターの研修を受講することで、「初任運転者教育に対する特別な指導の内容」（15時間以上）の基準を満たすことができます（2日・3日コース）。

※安全運転実技は、各事業所において別途20時間以上の実技指導が必要です。

適性診断（初任・適齢）が受講可能（国土交通省認定施設）

当センターの研修を受講することにより、適性診断の一般診断を受診したことになります。

また希望者には義務診断（初任診断・適齢診断）を実施することも可能です。

※義務診断の1回の受講には人数制限がございます。詳しくはお問合せください。

※義務診断は別途料金を頂戴いたします。

指導・教育記録証明作成サービス

当センターの研修を受講することにより、各事業所において、ドライバーの講習受講状況の把握及び運輸局等の監査の際に提出しなければならない指導・教育記録証明を作成いたします。

※指導・教育記録証明は各事業所にて3年間保存してください。



各種助成金、教育訓練給付制度が利用できる大型・中型・準中型・けん引等の運転免許や車両系・フォークリフト等の作業免許の入校も受付中です。お気軽にお問合せください。

| コース紹介

一般研修 2日コース（一般運転者13時間、初任運転者15時間）

国土交通省の定める指導及び監督の指針12項目を、1泊2日で学ぶ研修です。

講義と実技体験の両方を通して学びを深めることができます。

また初任運転者の方は、当コースを受講することで「初任運転者教育に対する特別な指導の内容（15時間以上）」の基準を満たすことができます。

特別研修 3日コース（18時間）

国土交通省の定める指導及び監督の指針12項目を、2泊3日で学ぶ研修です。

充実した内容の実技体験を通して、安全運転に必要な知識、技術、安全意識などの向上をはかります。

また初任運転者の方は、当コースを受講することで「初任運転者教育に対する特別な指導の内容（15時間以上）」の基準を満たすことができます。

| カリキュラムの一例



衝突体験

車を衝突させて実際の衝撃を体験することで、シートベルトの必要性や事故時の状況を考えます。



車両点検

不具合箇所を探し出す形式で、正しい日常点検と適正な状態を維持する方法を学びます。



危険予測及び回避 スキッドコース

スキッドマットを使用し、パニック時の冷静な車体操作や運転姿勢など、事故回避の適切な対処方法を学びます。



輪止め効果の確認

輪止めの効果等について、正しい使用方法や事故事例等を検証し、自走事故防止策の必要性を学びます。



夜間視認性検証

夜間運転に潜む危険や、夜間に起きるさまざまな現象を実体験し、適切な運転行動について考えます。



ビジネスマナー 接遇研修

社会人として必要な礼儀、モラル、マナー、挨拶などについて、実践を通してなぜ必要なのかを考えます。

| 研修開催日程

期間:2023年4月～2024年1月

開催月	一般研修 2日コース	特別研修 3日コース
	弘前会場	弘前会場
4月	4/10(月)～11(火)	4/2(日)～4(火)
5月	5/13(土)～14(日)	5/20(土)～22(月)
6月	6/11(日)～12(月)	6/3(土)～5(月)
7月	7/9(日)～10(月)	7/15(土)～17(月)
9月	9/2(土)～3(日)	
1月	1/21(日)～22(月)	1/28(日)～30(火)

開催日程は天候、その他の事由により変更になる場合がございますので予めご了承ください。

| お申込み

受講をご希望の方は、あらかじめ所属するトラック協会に資格条件等を含めた適用の可否をご確認いただき、ドライビングアカデミー弘前のHPより申込用紙をダウンロードし必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。(FAX:0172-28-3382)

また2日コースおよび3日コースでは、研修の前後で義務診断（初任診断、適齢診断）の受診が可能です。ご希望の方はお問い合わせください。※別途料金



申込書の
ダウンロードはこちら



道路交通安全マネジメント
ISO39001
認証取得

ISO39001とは道路交通事故による死者・重傷者の撲滅を最終的な目的としたマネジメントシステムの国際規格です。ムジコ・クリエイトでは2013年にこの認証を取得し、様々な取り組みにより得られた情報・ノウハウと国際規格をベースに構築したお客様に最適な交通事故防止ソリューションを提供しております。

DA
HIROSAKI 総合交通教育センター
ドライビングアカデミー **HIROSAKI**

TEL 0172(28)2727
FAX 0172(28)3382

〒036-8053

青森県弘前市和泉 1-3-1

<https://da-hiroasaki.jp>

お申込み・詳細はホームページをご覧ください



GJ 株式会社 **ムジコ・クリエイト**

貨物自動車ドライバー等安全運転研修申込書（2日・3日コース）

所 属 支 部 等	県トラック協会		支部
事 業 所 名			
代 表 者 氏 名			
申 込 担 当 者			所属部署
住 所	〒	—	
連 絡 先	T E L		F A X

1. 希望研修

No.	研修内容	研修コード	日 程
1	一般研修2日コース (一般運転者)		月 日 ~ 月 日
2	一般研修2日コース (初任運転者)		月 日 ~ 月 日
3	特別研修3日コース (一般ドライバー)		月 日 ~ 月 日
4	特別研修3日コース (初任ドライバー)		月 日 ~ 月 日

2. 受講希望者

No.	(フリガナ) 受講者氏名	性別 年齢	生年月日		免許証記載の住所
			採用年月日(初任のみ記入)		
1			年	月	日
		歳	年	月	日
	TEL	宿泊室	喫煙	禁煙	前泊・後泊等 (別料金)
2			年	月	日
		歳	年	月	日
	TEL	宿泊室	喫煙	禁煙	前泊・後泊等 (別料金)

* 注意事項

- ①研修日の7日前までに受講料を振り込み下さい。（研修受講料、宿泊料、食事料込みです。）
- ※お振込手数料は貴社にてご負担願います。
- ②研修当日は必ず運転免許証をご持参下さい。忘れた場合は受講をお断りすることがあります。
- ③研修開始は13時からです。※研修開始前に受付を済ませてください。（1日目の昼食は準備いたしません。）
- ④JR弘前駅（城東口）より送迎有ります。詳細についてはお問い合わせ下さい。
この申込書をFAXにてお送り下さい。

総合交通教育センター
ドライビングアカデミー 弘前

〒036-8053

青森県弘前市和泉一丁目3番地の1

T E L 0172-28-2727

担当者=工藤・横山

F A X 0172-28-3382

振込先	みちのく銀行 弘前営業部 普通 9708537 株式会社 ムジコ・クリエイト 代表取締役 新戸部洋輔
-----	---

2023年度受講者募集

トラックドライバー 一般運転者(事故防止)研修



研修概要

国土交通省の定める**指導及び監督の指針12項目**を1日で網羅する研修です。

事業所において1年に1回以上の指導・監督が必要な義務項目を取り入れた内容となっております。

定員	研修時間	料金	各種助成
20名	5時間	33,000円(税込) 研修受講料、研修時間内の食事代を含む	Gマーク認定事業所全額助成 (青森県トラック協会より) 認定事業所以外は 受講料の7割(23,000円) を助成 (青森県トラック協会より)

第1回 青森開催

23'5/8(月)

会場 青森モータースクール
〒030-0121
青森県青森市妙見1-2-2

第2回 八戸開催

23'6/26(月)

会場 八戸モータースクール
〒039-1165
青森県八戸市石堂4-7-32

第3回 弘前開催

23'7/3(月)

会場 弘前モータースクール
〒036-8053
青森県弘前市和泉1-3-1

※開催日程、カリキュラム等は天候やその他の事由により変更になる場合がございますので予めご了承ください
※受講人数が少ない場合は講習をお断りさせていただく場合がございます

| 研修の目的

トラック事故の及ぼす影響の重大性とその要因を正しく理解し、事故を防止するための安全行動を学びます。さらに、安全行動を知っているだけではなく習慣となる行動変容を促します。

貨物事業にとっては、安全がすべての根幹をなすものです。

一度、安全が損なわるとこれまで築き上げてきた信頼も一瞬にして失われてしまいます。

青森県トラック協会様の助成をご利用いただけるこの機会に是非、本研修を安全輸送のためにご活用ください。



| お申込み

受講をご希望の方は、あらかじめ所属するトラック協会に資格条件等を含めた適用の可否をご確認いただき、ドライビングアカデミー弘前のHPより申込用紙をダウンロードし必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。(FAX:0172-28-3382)



申込書の
ダウンロードはこちら



道路交通安全マネジメント
ISO 39001
認証取得
JQA-RT0025

ISO39001とは道路交通事故による死者・重傷者の撲滅を最終的な目的としたマネジメントシステムの国際規格です。ムジコ・クリエイトでは2013年にこの認証を取得し、様々な取り組みにより得られた情報・ノウハウと国際規格をベースに構築したお客様に最適な交通事故防止ソリューションを提供しております。

DA
HIROSAKI 総合交通教育センター
ドライビングアカデミー **HIROSAKI**

TEL 0172(28)2727
FAX 0172(28)3382
〒036-8053
青森県弘前市和泉1-3-1

<https://da-hirosaki.jp>

お申込み・詳細はホームページをご覧ください



G 株式会社 **ムジコ・クリエイト**

貨物自動車ドライバー等安全運転研修申込書(1日コース)

所 属 支 部 等	県トラック協会		支 部
事 業 所 名			
代 表 者 氏 名			
申 込 担 当 者			所属部署
住 所	〒	—	
連 絡 先	T E L		F A X

受講希望者

No.	(フリガナ) 受講者氏名	性別 年齢	生年月日	免許証記載の住所
1		歳	年 月 日	
	TEL		受講希望日 年 月 日	
2		歳	年 月 日	
	TEL		受講希望日 年 月 日	
3		歳	年 月 日	
	TEL		受講希望日 年 月 日	

*注意事項

①研修日の7日前までに受講料を振り込み下さい。(研修受講料、食事料[昼食]込みです。)

※お振込手数料は貴社にてご負担願います。

②研修当日は必ず運転免許証をご持参下さい。忘れた場合は受講をお断りすることがあります。

③研修開始は10時00分からです。※研修開始前に受付を済ませてください。

この申込書をFAXにてお送り下さい。

総合交通教育センター
ドライビングアカデミー 弘前
〒036-8053
青森県弘前市和泉一丁目3番地の1
TEL 0172-28-2727
担当者=工藤・横山

FAX 0172-28-3382

振込先	みちのく銀行 弘前営業部 普通 9708537 株式会社 ムジコ・クリエイト 代表取締役 新戸部洋輔
-----	---

◎ ドライブレコーダー映像診断サービス ドラレコサポート

ドライブレコーダーに記録された映像データを
「もしも」の時だけでなく、ドライバーの「学び」に活用しませんか？



物流業界は2024年問題（時間外労働の上限規制）が迫る中、経営資源の有効活用が求められています。
「ドラレコサポート」は交通事故による経営資源の損失を未然に防ぎ、ドライバーの安全運転への「学び」を高めます！

診断メニューは以下のいずれかをお選び頂きます

ノーマル診断

SDカード等に記録された運転時間
概ね6時間分の運転状況を解析し、
運転診断レポートを作成いたします。

イベント診断

SDカード等に記録されたヒヤリハットや
交通事故等の特定映像を解析し、
運転診断レポートを作成いたします。

診断結果の提供は

5 営業日～
からお届けします



ご提供価格

¥ 20,000 税別

※ 青森県トラック協会より ¥15,000 の助成あり

※ 助成金は無くなり次第終了となります

当社のドライブレコーダー映像診断サービスはここが違います！



1 有資格者による専門的診断

交通心理士、教習指導員等の有資格者による専門的な知識に基づいた診断で、「学び」のポイントを抽出します。



2 運転診断レポートによる フィードバック

有資格者による診断結果を「運転診断レポート」として帳票化にてフィードバックし、「学び」の実践を促します。

～以下オプション 追加料金（各 ¥5,000 税別）となります～



3 カウンセリングによる アフターフォロー

有資格者とのカウンセリング（対面あるいはリモート）にて診断結果をアフターフォローし、「学び」の継続を支援します。



4 同乗指導による ブラッシュアップ

有資格者の同乗指導にて運転行動をブラッシュアップし、「学び」の強化を支援します。

お問い合わせください ➔

株式会社 Gジコ・クリエイト

(株)Gジコ・クリエイト

〒036-8053 青森県弘前市和泉1-3-1

☎ 0172(28)2727 FAX 0172(28)3382

(株)Gジコ・クリエイトは国土交通省認定の「自動車運送事業者に対する安全指導業務」の実施機関です

でのお問い合わせは

<http://625.jp/inq.html>

取引先との共存共栄を目指して～「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか／内閣府・中小企業庁

政府では、成長と分配の好循環の実現、我が国経済の持続的成長に向けて取り組んでおり、このためには各事業者が取引先との間で共存共栄の関係、パートナーシップを構築し、サプライチェーン全体での付加価値拡大のための新たな取り組みが重要です。

内閣府・中小企業庁では、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」への参加働きかけをしております。

■ パートナーシップ構築宣言の趣旨

サプライチェーン全体での付加価値向上に向けて、企業規模や系列を越えた新たな連携、取引先との共存共栄関係の構築に取り組むこと、望ましい取引慣行の遵守や、取引関係の適正化に積極的に取り組むことを、経営者の名前で宣言し、公表して頂くものです。

■ 企業経営者の皆様へ：「パートナーシップ構築宣言」へのご参加案内

関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官）と経団連会長、日商會頭、連合会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを、2020年5月に創設しました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

「パートナーシップ構築宣言」では、
サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準※」）の遵守を宣言し、本ポータルサイトに掲載することで、各企業の取組の「見える化」を行います。

詳しくは、青森県トラック協会ホームページのニュースコーナー（2023年4月24日付記事）に経済産業省・中小企業庁「パートナーシップ構築宣言について」及び関連リンク先を掲載しておりますので、ご確認ください。

パートナーシップ構築宣言に関するお問い合わせ先
中小企業庁 事業環境部 企画課
電話 03-3501-1765

協会けんぽ青森支部からのお知らせ

青森市に事業所をもつトラック協会加入事業所様へ

職場の喫煙対策支援が始まります！

喫煙対策はお済みですか？令和5年7月より、青森県トラック協会、青森市（保健所）との連携のもと、協会けんぽ青森支部による職場の喫煙対策支援がスタートします。一緒に喫煙対策をすすめていきましょう！



Q なぜトラック協会加入事業所を支援するの？

短命県の要因の一つにもなっている青森県の喫煙率は22.1%で全国ワースト2位^{※1}です。協会けんぽの加入事業所で集計^{※2}すると、青森支部の喫煙率は37.5%です。このうち、青森市にある加入事業所で業態別にみると道路貨物運送業がワースト1位(51.8%)です。

また、令和2年4月から受動喫煙防止に関する法律が全面施行され、罰則規定が設けられました。職場における望まない受動喫煙を防止することや、禁煙にチャレンジする従業員を支援することが求められています。

今回は、青森市ともコラボし、青森市に事業所をもつトラック協会加入事業所に喫煙対策に参加していただきます。

青森市内の業態別喫煙率(協会けんぽ加入事業所 ^{※2})		
	業態	喫煙率
1位	道路貨物運送業	51.8%
2位	建設業	48.2%
3位	鉱業・採石業・砂利採取業	46.8%

※1 令和元年度 国民生活基礎調査より

※2 令和元年度 協会けんぽの生活習慣病予防健診結果より(35歳以上の被保険者が対象)

Q 喫煙対策支援ってどんなことをするの？

支援内容は、喫煙に関する情報提供を中心です。6か月にわたって定期的に支援するコースと、1回の支援のコースを用意しています。ご提供するポスターやチラシを従業員の皆様に掲示、閲覧いただくようご協力をお願いします。

また、支援頻度による支援の効果等の違いを見るため、支援開始前後のアンケートにもご協力をお願いします。

● 予定している情報提供の内容 ●

～事業所向け～

- ①受動喫煙の影響「たばこにさようなら」
- ②受動喫煙を防ぐための取り組み
- ③COPD
- ④できそうな喫煙対策を考えてみよう
+支援開始時アンケート結果
- ⑤加熱たばこは安全？
- ⑥禁煙者を支援しよう「禁煙外来に行こう」

～従業員向け～

- ①禁煙によるメリット
- ②禁煙により得られる10の利益
- ③タバコと関連のある疾患(メタボ・高血圧)
- ④タバコと関連のある疾患(歯)
- ⑤加熱式たばこについて
- ⑥今すぐ禁煙!あなたはどの方法?



※いずれも予定です。変更する場合があります。



青森市とのコラボはどんなことをするの？

本格的に喫煙対策に取り組みたい、従業員に禁煙を働きかけたいという事業所におかれましては、青森市（青森市保健所健康づくり推進課）の支援が利用できます。

● 青森市の支援内容 ●

SNS等による
情報提供



出張または
オンライン
禁煙講座

短い時間からでも
事業所へ出向きます

保健師による
個別禁煙相談

生活スタイルに合わせて
禁煙方法と一緒に考えます



令和5年7月以降、青森市内の事業所へアンケート、ポスター及びチラシ等をお送りさせていただきます。6か月コースと1回コースのどちらの支援をさせていただくかは、協会けんぽで決めさせていただきますが、1回コースとなった事業所におかれましても、希望される事業所には6か月コースの支援終了後にチラシ等をお送りします。

協会けんぽ青森支部加入事業所向け

適正飲酒支援プログラム参加事業所 募集中



飲酒運転は犯罪、失業、業務停止につながります。従業員がお酒を上手に飲んで、健康で長く働けるように、適正飲酒支援プログラムに参加してみませんか？

<対象事業所>

協会けんぽ加入事業所のうち、健康宣言事業所
(宣言予定の事業所を含む)

「お酒のことを振り返る機会になった」と
参加者からの声をいただいています。
お申込みをお待ちしています。

<プログラムの内容>

- ・適正飲酒に関する情報提供(ポスター掲示等)
- ・自分の飲酒量を知る。病気との関連を見る(AUDIT、健診結果、保健指導)
- ・必要に応じて、減酒目標立案、飲酒記録



喫煙対策・適正飲酒支援に関するお問い合わせ



全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

青森市長島2-25-3

ニッセイ青森センタービル8階

電話 017-721-2723 【担当】保健グループ



**車両系建設機械
整地等**



資格取得のご案内

ライセンスを取得してキャリアアップ！

一技能講習

- ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習(機体重量3トン以上)
- ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習(機体重量3トン以上)
- ・フォークリフト運転技能講習(最大荷重1トン以上)
- ・小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1トン以上5トン未満)
- ・玉掛け技能講習(つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け)

一特別教育・安全衛生教育

- ・小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育(機体重量3トン未満)
- ・巻き上げ機(ワインチ)運転特別教育
- ・第2種酸素欠乏症危険作業特別教育
- ・有機溶剤取扱業務安全衛生教育

* **出張講習**をご希望の方はご相談ください

* 教育訓練給付金制度、短期教育訓練給付金制度適用

* フロンティア八戸職業訓練助成金制度適用

* 人材開発支援助成金適用



お問い合わせ

・ご予約は
こちらへ

★浪岡・弘前・青森会場 0120-56-2090

浪岡会場:車両系(整地・解体)、フォーク、クレーン、玉掛け

弘前会場:車両系(整地)、フォーク

★八戸会場 0120-28-2145

八戸会場:車両系(整地・解体)、フォーク、クレーン、玉掛け

フォークリフト



小型移動式クレーン



玉掛け



**車両系建設機械
解体用**



小型車両系建設機械



青森労働局長登録教習機関 株式会社 Gジョ・クリエイト
青森建機スクール

〒038-1311 青森県青森市浪岡大字浪岡字林本121

<https://www.aomori-kenki.jp> 開催予定等はホームページでもご確認いただけます



軽油価格調査報告（2023年1月分）について

全日本トラック協会が実施した標記について、その結果がまとまりましたので軽油購入にあたっての参考とされるようお知らせします。

軽油価格調査集計表（2023年1月分）

東 北

2023年1月 単 純 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
	117.39	110.02	116.16

全 国

2023年1月 单 纯 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
	120.42	110.15	119.64

2023年1月 元 売 別 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
E N E O S	115.31	109.83	113.31
出光昭和シェル	116.81	109.21	114.59
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	115.88	109.55	114.57
そ の 他	119.29	111.02	120.97

2023年1月 元 売 别 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
E N E O S	120.30	110.22	120.74
出光昭和シェル	120.93	111.43	118.81
エクソンモービル			
キ グ ナ ス		110.40	125.50
コ ス モ	116.69	109.00	118.63
そ の 他	120.84	109.66	119.15

2023年1月 購 入 量 別 集 計 表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
30 kℓ 未 満	118.58	110.82	116.27
30 ~ 50kℓ 未 満	115.08	109.38	114.18
50 ~ 100kℓ 未 満	112.77	108.50	
100 kℓ 以 上	111.70	110.95	118.60

2023年1月 購 入 量 別 集 計 表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
30 kℓ 未 満	121.66	110.25	120.26
30 ~ 50kℓ 未 満	115.04	110.16	115.59
50 ~ 100kℓ 未 満	114.14	109.78	114.49
100 kℓ 以 上	110.73	109.39	118.06

2023年1月 支 払 期 限 別 集 計 表

支 払 期 限	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
30 日 未 満	120.71	107.78	113.67
30 ~ 60 日 未 満	116.21	109.86	117.39
60 日 以 上	116.07	111.08	112.56

2023年1月 支 払 期 限 别 集 計 表

支 払 期 限	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
30 日 未 満	120.88	109.28	117.76
30 ~ 60 日 未 満	120.52	110.54	120.29
60 日 以 上	119.45	109.57	119.79

軽 油 価 格 推 移 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
2022 年 9 月	115.40	110.44	115.29
2022 年 10 月	118.01	110.15	116.04
2022 年 11 月	117.53	109.00	115.30
2022 年 12 月	117.38	109.78	115.46
2023 年 1 月	117.39	110.02	116.16

軽 油 価 格 推 移 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カ ード 平 均
2022 年 9 月	120.01	110.59	120.09
2022 年 10 月	119.88	110.07	119.29
2022 年 11 月	120.15	109.38	119.93
2022 年 12 月	120.69	110.09	119.48
2023 年 1 月	120.42	110.15	119.64

※消費税抜きの価格になります。



津軽鉄道 旧芦野公園駅舎（五所川原市金木町）

会報表紙の写真を募集中

あなたの写した写真を会報の表紙に載せてみませんか？
テーマは自由です。ほのぼのとした心に残る作品をお待ち
しています。

■お問い合わせは事務局まで

017-729-2000 編集係



公益社団法人 青森県トラック協会

青森市大字荒川字品川1111番地3
TEL 017 (729) 2000番 IP 050-3387-9511
FAX 017 (729) 2266番
<http://www.aotokyo.or.jp>